三重県土地家屋調査士会
役員諸手当支給規程

第１条　三重県土地家屋調査士会の役員諸手当の支給に関し、次のとおり規程を定める。

第２条　この規程を適用する役員の範囲は下記のとおりとする。

会　　長
副 会 長
常任理事
理　　事
監　　事

第３条　役員手当は、毎年度末に第４条に定める額を支給する。

特別な事情がある場合はその限りではない。ただし、理事会の決議を経なければならない。

第４条　役員手当の額は下記のとおりとする。

会　　長	年額	600,000円
副 会 長	〃	250,000円
常任理事	〃	150,000円
理　　事	〃	60,000円
監　　事	〃	30,000円

第５条　会長に対する慰労金は一期につき50,000円の割として、退任の時に支給する。

附　則

この規程は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年５月１９日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年２月１８日から施行する。ただし、第４条については、令和９年４月１日から施行する。